別表六の二（十七）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第６号⑵において「令和２年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第５号⑴において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の２第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑹≧８％若しくは⑹≧10％又は⑸＝０の場合
60万円×⑽＋50万円×（⑭＋⑳）　⑵」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。次号及び第４号において「平成30年改正法」という。）附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「⑹≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは⑹≧10％」を消すこと。

3　「⑹＜５％又は⑹＜10％の場合
30万円×⑽＋20万円×（⑭＋⑳）　⑵」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には「⑹＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は⑹＜10％」を消すこと。

4　「税額控除限度額
（⑵、⑵又は⑵
（⑺＜⑻の場合は０）　⑵」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「⑵、⑵又は⑵」とあるのは、「⑵又は⑵」として記載すること。

5　「地方事業所特別基準雇用者数の合計
（各連結法人の別表六の二（十七）付表一「32」の合計）　⑷」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　租税特別措置法第68条の15の２第２項各号又は令和２年旧措置法第68条の15の２第２項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の租税特別措置法第68条の15の２第５項第11号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載すること。

⑵　各連結法人の別表六の二（十七）付表一「34」の欄に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二（十七）付表一「32」」の数として合計すること。

6　「地方事業所特別税額控除限度額
（30万円又は40万円）×（⑷－（44の内書））＋（20万円又は30万円）×（44の内書）＋（各連結法人の別表六の二（十七）付表二「12」の合計）　⑸」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が１年に満たない場合には、「（30万円又は40万円）」とあるのは「（30万円又は40万円）×$\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$」と、「（20万円又は30万円）」とあるのは「（20万円又は30万円）×$\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$」として記載すること。

⑵　当該連結事業年度が特例対象連結事業年度（令和２年改正法附則第96条第２項（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象連結事業年度をいう。）に該当する場合には「又は40万円」及び「又は30万円」を消し、その他の場合には「30万円又は」及び「20万円又は」を消すこと。

別表六の二（十六）を削る。

別表六の二（十六）付表一の表中

個別非新規基準雇用者数 ⒀－⒇	個別非特定新規雇用者超過数 ⒇－⒂－㉑ （マイナスの場合は０）
個別移転型非新規基準雇用者数 （（⑭－㉒）と㉕のうち少ない数） （マイナスの場合は０）	個別非新規基準雇用者数 ⒀－（⑲又は⑳） （マイナスの場合は０）
個別非特定新規雇用者超過数 ⒇－⒂－㉑ （マイナスの場合は０）	個別移転型非新規基準雇用者数 （（⑭－㉒）と㉖のうち少ない数） （マイナスの場合は０）

を

比較給与等 ㊻＋（㊻×（別表六の二（十八）「３」

に、